

「栗原市安全安心メール」で配信される災害区分について

火災の区分

1	建物火災	建物またはその収容物が燃えている火災。
2	林野火災	森林、原野または牧野が燃えている火災。
3	車両火災	自動車、鉄道、被けん引車、またはこれらの積荷が燃えている火災。
4	船舶火災	船舶やその積荷が燃えている火災。
5	航空機火災	航空機やその積荷が燃えている火災。
6	その他の火災	1～5の火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積所、軌道敷、電柱類の火災など）

救助の区分

1	火災	火災が原因で脱出できない人を助ける場合。
2	交通事故	交通事故が原因で車内に閉じ込められている人や下敷きになっている人を助ける場合。
3	水難事故	河川、湖、沼などに転落した人や転落した車から脱出できない人を助ける場合。
4	自然災害事故	暴風、豪雨、土砂崩れ、倒木、豪雪などの自然災害が原因で閉じ込められたり下敷きになった人を助ける場合。
5	機械事故	農業機械や大型機械などの事故で挟まれたり下敷きになった人を助ける場合。
6	建物事故	建物や足場が倒壊するなどして下敷きになったり脱出できない人を助ける場合。
7	ガス酸欠事故	ガスが発生もしくは酸素欠乏状況により脱出できない人を助ける場合。
8	破裂事故	ボンベの破裂事故などが原因で下敷きになったり脱出できない人を助ける場合。
9	その他の事故	1～8の区分以外の救助事案

その他の災害の区分

1	怪煙警戒	火災と紛らわしい焚き火、大量の煙などの通報情報を受けて確認しに行くもの。
2	火災警報器鳴動	お店や事務所などの自動火災報知設備が鳴っているという情報を受けて確認しに行くもの。
3	漏油警戒	交通事故などでガソリンや軽油などの油が漏れ出たもの。
4	危険物漏洩警戒	危険物を取り扱う場所などから火災危険のある危険物が流れ出たもの。
5	ガス漏れ警戒	液化石油ガスなど、消防活動の障害となる物質が漏れ出たもの。
6	自然災害警戒	自然災害によって起きる災害。通報の段階で詳しい情報が分かれば、以下の区分に分けられます。
6-(1)	河川増水警戒	自然災害警戒のうち、河川等の増水によるもの。
6-(2)	暴風豪雨警戒	自然災害警戒のうち、暴風・豪雨などによるもの。
6-(3)	障害物除去	倒木や障害物除去によるもの。
7	高速支援	高速道において活動する場合で、指揮活動、救急支援活動、安全管理活動を行うもの。
8	救急支援	災害対応等で救急車到着の恐れが予想される場合や、傷病者の搬送が難しい場合に消防隊が活動を支援するもの。
9	安全管理活動	交通事故やヘリの活動等で安全の確保を行うもの。
10	遭難捜索	山岳遭難、捜索によるもの。
11	その他	どの区分にも該当しないもの。

補足

	非火災	通報状況から火災出場するが、調査の結果消防法における「火災」には当たらないと判断されたもの。
--	-----	--